

令和6年度川崎市秋季市民スポーツ柔道大会要項

1. 主催 川崎市・公益財団法人川崎市スポーツ協会
 2. 主管 川崎市柔道協会
 3. 後援 神奈川県柔道連盟・公益社団法人神奈川県柔道整復師会
川崎市高等学校体育連盟・東京新聞・東京中日スポーツ
 4. 日時 令和6年10月27日(日) 午前10時30分開会式(午前9時30分開場)
 5. 会場 カルッツかわさき(大体育室)
〒210-0011 川崎区富士見1-1-4
電話044(222)5211
 6. 参加資格 令和6年度全日本柔道連盟登録をしている者。
初心者においては少なくとも6ヶ月を経過している者。
申込み締切り日までに、参加申込書の提出が終了していること。
 - ◆個人試合
 - ①川崎市に在住・在勤・在学の者。または川崎市柔道協会登録団体に所属している者。
 - ◆団体試合
 - ①参加する団体は、川崎市柔道協会に団体登録していること。
(選手はその団体に所属している事。)
 - ②市内の中学校及び高等学校
 7. 試合方法 個人試合(高点勝ち抜き方式)ならびに団体試合の2種とする。
 - (1) 個人試合(高点勝ち抜き方式)
 - ①小学1年の部、小学2年の部は、参加人数によって男女混合とする場合がある。
 - ②女子小学3年以上の部は、申込者数、学年、段等を考慮して男子の部に準じて決める。
 - ③男子小学3年以上・中学生学年別(中学生で初段の申込者は中学生の部で出場のこと。)
 - ④無段者の部・有段者の部
 - (2) 団体試合(トーナメント方式・補欠なし。)
 - ①小学生の部 選手3名 小4・小5・小6年各1名(該当学年がない場合下の学年で可)
 - ②中学生の部 選手3名 中1・中2・中3年各1名(該当学年がない場合下の学年で可)
 - ③無段者の部 選手3名 (中学生を除く。)
 - ④有段者の部 選手(3段以下)3名(合計6段以内以)とする。配列は段順位とする。
- (注) ①団体戦出場は、種別ごとに2チーム以内とする。
②団体戦有段者の部においては、各大学体育会の柔道部員は出場できない。
③団体試合出場者も個人試合に出場することが出来る。
④申し込み体重と試合前に計測した体重に+10%以上の大幅な誤差があった場合、その選手を失格とする場合がある。

8. 審判規定

国際柔道連盟試合審判規定で行うため別紙記載の審判規定を熟読して下さい。

9. 参加料 個人 1人 1,500円
団体 1チーム 4,000円
※参加料には傷害保険料を含みます

10. 申込方法

(1) 大会参加料について

大会参加料については、以下の口座に 9月22日(日)までに振り込むこと。

※振込名は、必ず団体名でお振込みお願いします。

※ご入金後の返金は致しません。

*郵便局・ゆうちょ銀行から振り込む場合	*ゆうちょ銀行以外から振り込む場合
銀行名 : ゆうちょ銀行	銀行名 : ゆうちょ銀行
口座番号 : 10280-08838421	支店名 : 028店(ゼ・ニ・ハ)
加入者名 : 川崎市柔道協会 (加井ツ ヲト ヲカ)	口座 : 普通
	口座番号 : 0883842
	加入者名 : 川崎市柔道協会

(2) 参加申込書類の入手方法

参加申し込みに関わる書類につきましては、川崎市柔道協会のホームページよりファイルをダウンロードして使用してください。

川崎市柔道協会のホームページのアドレス(URL) :

<http://kawasaki-judo.com/>

(3) 参加申込書類の提出について

以下の①～③の申込書を提出すること。参加申込書類の提出は、**電子メールのみの受け付けとなります。(その他の方法での申込は受け付けません)**

★提出書類

①参加申込書(必須)

②個人申込書(区分ごとに所属内順位の記入をお願いします。)

③団体参加申込書(団体に参加する場合のみ提出)

★電子メール(e-mail)による提出

Excelの参加申込書に必要事項を入力して、Excelファイルのまま電子メールに添付して、送信すること。(他のファイル形式では受け付けません)

*ファイル提出先 事業部 車

contact-dj@kuruma-ds.com

☆ 申込を送信された団体・個人には、申込書受信後に受け取り確認のメールを返信致します。もし受け取り確認の返信が、**9月23日(月)までに**到着しない場合は、協会事業部(044-911-9170)まで御連絡ください。(担当：車)

11. 申込締切り 9月22日(日)までに、メール申し込み、入金ともに必着のこと。

12. 表彰 個人試合：2人抜き(敢闘賞)・3人抜き(優秀賞)
団体試合：1位・2位・3位(2チーム)

13. 備考

- ①出場選手は、ゼッケン(名字・所属)を必ず付けること。
- ②選手変更は団体試合のみ試合開始前に主催者に申し出ること。
- ③昇段推薦中の選手は現在の段級位に出場すること。
- ④礼法、服装については特に注意すること。
- ⑤本大会勝成績は昇段審査の参考成績とする。
- ⑥大会参加団体は必ず係員を1名以上派遣して下さい。
- ⑦大会終了後アリーナにて、大会役員・審判員の反省会を行う。(飲食は伴いません。)
- ⑧大会役員・係員は交通費・昼食を支給します。
- ⑨新型コロナウイルス感染症の状況により大会を中止することもありますのでご承知おき下さい。
- ⑩全柔連審判ライセンス保持者のみ、審判可能とする。

※ 試合中の不慮の負傷及び疾病については、応急処置はしますが、それ以上の責任は負いません。

令和6年度川崎市秋季市民スポーツ柔道大会 審判規定

- 1 国際柔道連盟試合審判規定及び国内における「少年大会特別規定」で行い、本大会申合せ事項を適用する。
 - * スコアは「一本」と「技あり」とする。
 - * 技あり「二本」で合わせて「一本」とする。
 - * 抑え込みは10秒で「技あり」、20秒で「一本」とする。
 - * 「指導3」で「反則負け」とする。
 - * 「反則負け」を除き「指導」より「技あり」を優先する。
 - * 試合時間は3分間とする。(ロスタイムを取らない)

- 2 個人戦の勝敗の決定の基準
 - * 「一本」「技あり」「僅差」とする。「僅差」とは、双方のスコア(技あり)が同等で、「指導」2-0、2-1の場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 - * スコアが同等で、指導0-0、1-0、1-1、2-2の場合は、「引き分け」とする。

- 3 団体戦の勝敗の決定の基準
 - * 「一本」「技あり」「僅差」とする。「僅差」とは、双方のスコア(技あり)が同等で、「指導」2-0、2-1の場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 - * スコアが同等で、指導0-0、1-0、1-1、2-2の場合は、「引き分け」とする。

- 4 団体戦の代表戦の方法、および勝敗の決定の基準
 - * 勝ち数及び内容が同等の場合は、代表戦によって勝敗を決定する。
 - * 代表選は、引き分けの対戦選手同士が行う。引き分けが複数ある場合は、主催者が抽選で決定する。
 - * スコアが同等で、指導0-0、1-0、1-1、2-2の場合は、旗判定により勝敗を決する。

- 5 国際柔道連盟試合審判規程改正事項(2021.12)
 - * 技が中断せず、継続した場合はスコアである。技が中断した場合はノースコアとする。
 - * 技有の基準1
「体側全体」が90度以上背中側、もしくは片方の「肩」と「背中上部」が接地した場合技有とする。
体側全体が(90度以上背中側に傾いて接地した場合)肘が外側に出ているスコアを与える。
「体側の全体」は「腰」と「肩」のポジションをみること。
 - * 技有の基準2
体側全体が90度以上背中側、もしくは片方の「肩」及び「背中上部」が接地した場合技有とする。
体側全体が(90度以上背中側に傾いて接地した場合)肘が外側に出ているスコアを与える。
 - * 技有の基準3
「受」が同時に両手、両肘をついた場合、「取」に技有を与えると共に「受」にも指導を与える。
 - * IJF 通称「Rollover counter technique(めくり)」はノースコアである。
 - * IJF 通称「Reverse Seoi Nage(逆背負投)」はノースコア、指導である。
 - * 技の最後の動作で帯より下に触れることを認める(投げた場合はスコアとなる)。技が中断した場合に帯より下を掴んだ場合は寝技としてみならず(スコアやペナルティは与えない)。
 - * ポジティブな展開(ブロッキングをしていない場合)であれば「奥襟」と「襟」を認める。

- * 帯、片側、クロスグリップ、ピストル・ポケットグリップはすべて標準的な組方ではない。
標準的な組方ではない組手の場合、技の準備を行う時間が与えられる。
- * (相手の)組手を片手、もしくは両手で切り、直ちに組手を持ち直してポジティブな展開であれば、「指導」ではない。(相手の)組手を片手、もしくは両手で切り、直ちに組手を持ち直さない場合は指導を与える。
- * 「柔道衣の直し」、「髪の直し」は 1 試合にそれぞれ一回認められる。2 回目は「指導」である。
- * ヘッドダイブは危険な為、「反則負け」になる。

6 国内における「少年大会特別規程」

- * 国内における少年(中学生以下)の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加えて行なうものとする。

* 第 17 条 (抑え込み)

附則として次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

* 第 18 条 禁止事項と罰則

指導(軽微な違反)

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的(1, 2秒程度)に握ることを認める。
(注)中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。
7. 「逆背負投」(通称)の様な技を施すこと。
8. 両袖を持って投げ技を施すこと。

反則負け(重大な違反)

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。

* (附則)

指導(軽微な違反)

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側(うなじあたり)の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等(内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等)をかけることは、[瞬間的(1, 2秒程度)]の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
2. [両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。] 関係

両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係

①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

②故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は、「待て」とする。

4. [無理な巻き込み技を施すこと。] 関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。技が崩れた結果である場合は反則としない。

5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。] 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

7. [「逆背負投」(通称)の様な技を施すこと。] 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

8. [両袖を持って投げ技を施すこと。] 関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。